三木町学校給食センター整備等事業 実施方針

令和4年1月

三木町

目 次

第 1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定及び公表	7
第 2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1.	募集及び選定方法	8
2.	募集及び選定の手順	8
3.	応募者の備えるべき参加資格要件	10
4.	提案書類の取扱い	14
5.	審査及び選定に関する事項	15
第 3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1.	責任分担に関する基本的な考え方	16
2.	予想されるリスクと責任分担	16
3.	本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	16
第 4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1.	立地条件	17
2.	施設要件	17
第 5.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
第 6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1.	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18
2.	本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	19
4.	金融機関と本町の協議(直接協定)	19
第7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1.	法制上の措置	19
2.	税制上の措置	19
3.	財政上及び金融上の支援	19
第8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1.	議会の議決	20
2.	応募に伴う費用負担	20
3.	本事業において使用する言語、通貨単位等	20
4.	情報公開及び情報提供	20
5.	実施方針に関する問い合わせ先	20

第1. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

三木町学校給食センター整備等事業

(2) 施設の管理者の名称

三木町長 伊藤良春

(3) 本事業の目的

三木町(以下「本町」という。)では、三木中学校を除き、4小学校全ての施設で「学校給食衛生管理基準」を満たすことができておらず、施設も老朽化している状況である。また、学校の敷地内には、自校方式の給食調理場を整備することは難しいことも踏まえ、令和2年1月に「三木町学校給食施設整備の基本方針について」を取りまとめ、新たに三木町学校給食センター(以下「新学校給食センター」という。)を整備する方針とした。

新学校給食センターは、従来の自校方式の良さを踏まえ、栄養教諭、調理員等の意見を取り入れ、食育の中心となるような施設とすること、三木中学校の給食調理場については、将来的には新学校給食センターに統合することも視野に入れて整備することが求められる。また、高度な衛生管理への配慮を行い、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しても給食提供を行うなど、質的向上を図る一方で、維持管理経費について効率化を図る必要がある。

そこで、本事業は、新学校給食センターの整備(配送校の配膳室等の改修を含む。)を推進するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、施設の設計業務、建設・工事監理業務及び維持管理業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ね、安全でおいしい給食を提供できる施設を整備するとともに、長期的な観点で施設の維持管理のコストの縮減を目指すものとする。

(4) 本事業の基本理念

本事業は、一日あたり 2,200 食 (アレルギー対応食 30 食/日を含む) の調理能力を有する新学校給食センターを整備するとともに、所定の事業期間内において施設の維持管理を行うもので、以下に示す施設整備方針を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

- ア. 安全・安心につながる設備・機能を有した施設整備
- イ. 多彩な献立の給食提供ができる施設の整備
- ウ. 食物アレルギーに対応ができる施設の整備

エ、食育の推進

オ. 災害時に対応した学校給食施設の整備

(5) 事業の内容

ア. 事業予定地

所 在 地:香川県木田郡三木町大字鹿庭乙 255 番地

鹿庭コミュニティセンターグラウンド部分等

敷地面積:約5,590 m² (概算)

イ. 事業概要

2,200 食/日 (アレルギー対応食 30 食/日を含む) の調理能力を有する新学校給 食センターの設計・建設及び維持管理を行う。

ウ. 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本町が事業者と締結する PFI 事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、本町に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

工. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年7月31日までとする。

(6) 事業の対象範囲

ア. 設計業務

- (7) 事前調査業務(必要に応じて、現況測量、地盤調査、電波障害調査業務等)
- (1) 設計業務
- (ウ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (I) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ、建設・工事監理業務

- (7) 新学校給食センターの建設業務
- (イ) 厨房機器等の調達及び設置業務
- (ウ) 什器・備品等の設置業務
- (I) 食器・食缶等の調達業務
- (オ) 配送校の配膳室等の改修業務

- (九) 工事監理業務
- (キ) 近隣対応・対策業務
- (1) 電波障害対策業務
- (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ. 維持管理業務

- (7) 建築物保守管理業務
- (1) 建築設備·厨房機器等保守管理業務
- (ウ) 外構等維持管理業務
- (エ) 環境衛生・清掃業務
- (才) 警備保安業務
- (カ) 修繕業務(大規模修繕を除く)
- (‡) 本事業に伴う各種申請等業務
- (1) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 事業者の収入

本町は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、新学校給食センターの引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、維持管理業務の対価からなる。

(8) 光熱水費の負担

新学校給食センター及び配送校の配膳室等の施設引渡し日以降に発生する光熱水費は、本町が負担する(設計業務及び建設・工事監理業務に係る光熱水費は事業者の負担とする。)。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減を可能な限り図るように施設を整備すること。

(9) 事業スケジュール (予定)

事業契約締結 令和4年9月

· 事業期間 事業契約締結日~令和 21 年 7 月 31 日

・ 設計・建設期間 事業契約締結日~令和6年6月30日(新学校給食センター)

事業契約締結日~令和7年3月31日 (平井小、田中小、氷上小、白山小)

・ 開業準備期間 施設引渡し日~令和6年9月1日(新学校給食センター)

(※運営は、本事業の対象外とする)

• 運用開始日 令和6年9月2日

・ 維持管理期間 施設引渡し日~令和21年7月31日(新学校給食センター)

(10) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)並びに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)のほか、以下に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照する。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照する。

ア. 【法令・条例等】

- (7) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- (イ) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
- (ウ) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- (エ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- (才) 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- (力) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- (‡) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- (ク) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (方) 土壤汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- (3) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- (サ) 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)
- (シ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- (ス) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- (セ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
- (ツ) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- (タ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年 法律第 108 号)
- (5) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- (ツ) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- (元) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号)
- (ト) 学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号)
- (大) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)
- (二) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- (ヌ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)

- (ネ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年 法律第 104 号)
- (/) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年 法律第48号)
- (n) 健康增進法(平成 14 年法律第 103 号)
- (t) 警備業法 (昭和 47 年 法律第 117 号) 、その他各種のビル管理関係法律
- (7) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (^) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)、その他各種の建築関係資格法律及び労働 関係法律

(*) 条例等

- a. 香川県建築基準法施行条例(昭和30年香川県条例第8号)
- b. 香川県福祉のまちづくり条例(平成8年香川県条例第2号)
- c. 香川県広域水道企業団水道事業給水条例(平成 30 年香川県広域水道企業団条 例第 23 号)
- d. 三木町環境基本条例(平成22年三木町条例第12号)
- e. 三木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年三木町条例第4号)
- f. 三木町下水道条例(平成28年三木町条例第20号)
- g. 三木町個人情報保護条例(平成17年三木町条例第3号)
- h. 三木町情報公開条例(平成14年三木町条例第4号)
- (マ) その他関連法令、条例等

イ. 【要綱・基準等】

- (7) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- (1) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
- (ウ) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- (I) 建築構造設計基準及び同基準の資料
- (才) 建築設計基準
- (九) 建築設備設計基準
- (キ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (7) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- (7) 建築工事安全施工技術指針
- (1) 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)
- (サ) 建設副産物適正処理推進要綱
- (シ) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- (A) 学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準
- (セ) 大量調理施設衛生管理マニュアル
- (ツ) 学校給食調理場における手洗いマニュアル
- (タ) 調理場における洗浄・消毒マニュアル

- (チ) 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル
- (ツ) 学校給食調理従事者研修マニュアル
- (テ) 食に関する指導の手引
- (ト) 学校給食における食中毒防止の手引き
- (t) 学校環境衛生基準
- (二) 香川県環境基本計画
- (双) 香川県地球温暖化対策推進計画
- (4) 香川県簡易専用水道設置要綱
- (/) その他関連要綱、基準及びマニュアル

2. 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の評価

本町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本町が提供を受けるサービスの水準については、可能な限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、公募その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業では、設計、建設・工事監理及び維持管理の各業務において、事業者による 効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する公募型プロポーザルにより行うものとする。

2. 募集及び選定の手順

(1)募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール (予定) は、次のとおりとする。

日程	内 容
令和4年1月7日	実施方針等の公表
令和4年1月21日	実施方針等に関する質問受付締切
令和4年2月中旬	特定事業の選定及び公表
	募集要項等の公表
令和4年2月下旬	募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会の開催
令和4年3月上旬	募集要項等に関する第1回質問受付締切
令和4年3月中旬	募集要項等に関する第1回質問・回答の公表
令和4年4月上旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切
令和4年4月中旬	募集要項等に関する第2回質問・回答の公表
令和4年4月下旬	資格審査に関する書類の提出期限(参加表明書、資格審査申請書等)
令和4年4月下旬	資格審査の通知
令和4年5月下旬	提案審査に関する書類の提出期限
令和4年7月上旬	提案審査及びヒアリング等
令和4年7月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年7月下旬	基本協定の締結
令和4年8月中旬	仮契約の締結
令和4年9月上旬	三木町議会の議決、事業契約の締結

(2) 募集手続等

ア. 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

- (7) 受付期間:実施方針等の公表の日から令和4年1月21日(金)正午まで
- (イ) 受付方法:様式 1-1「実施方針等に関する質問及び意見書」に必要事項を記入の 上、8-5 に記載の問い合わせ先に E メールにより提出し、受信確認の連絡を行う こと。

イ. 実施方針等に関する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、特定事業の選定時までに本町ホームページで公表する。

ウ. 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和 4 年 2 月中旬に、本町ホームページで公表する。

エ. 募集要項等の公表及び説明会の開催、事業予定地・配送校の見学会の開催

特定事業の選定を踏まえ、令和 4 年 2 月中旬に、募集要項等を本町ホームページで 公表するとともに、募集要項等に関する説明会、事業予定地・配送校の見学会を令和 4 年 2 月下旬に開催する。

オ. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (7) 受付期間:募集要項等の公表の日から令和4年4月上旬まで
- (4) 受付方法:8-5 に記載の問い合わせ先に、原則Eメールにより提出すること。 質問への回答の公表方法については、募集要項等において提示する。

カ. 資格審査及び提案審査に関する提出書類の提出期限

本事業に関する資格審査に関する書類を令和4年4月下旬に、事業計画等の提案内容を記載した提案審査に関する書類を令和4年5月下旬に受け付ける。

提出の場所及び応募に必要な書類は、募集要項等において提示する。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

令和4年7月上旬に優先交渉権者を決定し、本町ホームページで公表する。

(4) 基本協定の締結

本町と優先交渉権者は、事業契約の締結に関する基本協定書について令和 4 年 7 月 下旬までに、速やかに合意する。

(5) 公募の中止等

公募の妨害又は、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執

行できないと認められるときは、公募の執行延期、再公募又は公募の取り止め等の対処を図る場合がある。

(6) 優先交渉権者を決定しない場合

本町は、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の選定において、応募者がいない、 あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、 本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の 選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本町ホームページで公表する。

(7) 事業契約の締結

本町は、事業者が設立した本事業を実施する特別目的会社(以下「SPC」という。) と仮契約を締結し、三木町議会の議決を経た後に、事業契約を締結する。

3. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1)応募者の構成等

- (7) 応募者は、複数の企業で構成する応募グループで参加することとする。応募グル ープは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- (4) 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる 企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に 代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- (ウ) 応募者は、審査の結果、優先交渉権者として決定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、応募グループのうち、最も高い出資割合を負担するものとする。
- (I) 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満かつ代表企業の出資割合未満とする。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理及び維持管理の各業務を行う者(事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者を含む。)は、それぞれア.からオ.までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」

とは、一方の企業の役員(会社法(平成17年法律第86号)第329条第1項の規定による役員をいう。)が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

ア. 共通事項

応募者及び協力企業は、次のいずれにも該当しないこと。

- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続き開始の 申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規 定に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生計画又は再 生計画の認可決定を得、かつ、更生計画又は再生計画の取消決定を受けていない 者は除く。
- (ウ) 会社法第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立 てがなされている者
- (I) 三木町建設工事指名停止等措置要綱(平成元年三木町要綱第3号)、三木町物品の買入れ等に係る指名停止措置要綱(平成23年三木町要綱第2号)、香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和59年香川県告示第456号)、香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止期間中である者
- (オ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違 反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- (カ) 本事業に係る「三木町学校給食センター整備等事業アドバイザリー及び設計・建設モニタリング業務」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に係る「三木町学校給食センター整備等事業アドバイザリー及び設計・建設モニタリング業務」に関与した者は、以下のとおりである。
 - a. 株式会社 建設技術研究所
 - b. シリウス総合法律事務所
- (‡) 国税及び地方税を滞納している者
- (ケ) 応募者及び協力企業のいずれかで、他の応募者又は協力企業として参加している者
- (ケ) PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ. 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)の要件は、少なくとも1者がいずれの要件にも該当すること。

- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士 事務所の登録を受けた者であること。
- (4) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。(申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。)
- (ウ) 平成23年度以降に完了した延べ面積1,500 m以上の学校給食施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。

ウ. 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す(ア)から(オ)までの要件を全て満たすこと。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、建設業務の中心的役割を担い、かつ、建設業務を行う企業のうち SPC への最も高い出資割合を負担する者を建設業務の代表者(以下「建設代表者」という。)として定めること。建設代表者は、(ア)から(エ)の要件のいずれにも該当し、建設代表者以外の企業にあっては、(ア)の要件に該当し、かつ、それぞれの担当工事については、(イ)の要件に該当することとし、(オ)の要件に該当する者を1者以上含めること。

- (7) 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- (イ) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。(申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。)
- (ウ) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(直近のもの)における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (I) 平成23年度以降に完了した延べ面積1,500㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、共同企業体(JV)で施工した場合、JVの構成員数が3者の場合は、20%以上出資した者、2者の場合は30%以上出資した者について実績とみなす。
- (オ) 香川県内に建設業法上の営業所(本店又は支店若しくは建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定めるこれに準ずるものをいう。)を有する者であること。

エ. 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。なお、 工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件については、 全ての企業がいずれにも該当し、(ウ)の要件は、少なくとも 1 者がいずれの要件にも該当すること。

- (7) 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (4) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。(申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。)
- (ウ) 平成 23 年度以降に完了した延べ面積 1,500 ㎡以上の学校給食施設の工事監理実績を有していること。

オ. 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件を全て満たすこと。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、(ア)の要件については、全ての企業が該当し、(イ)の要件は、少なくとも1者が該当すること。

- (7) 令和 3・4 年度三木町入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合で本事業への参加を希望する者は、参加表明書の提出時に、令和 4 年度三木町入札参加資格申請書を併せて提出すること。(申請内容は名簿登録の要件を満たすものでなければならない。また、これをもって名簿登録ではないため、速やかに申請手続きを進めること。)
- (4) 平成23年度以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

(3) 特別目的会社 (SPC) の設立等

応募者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を三木町内に設立することとする。なお事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本町の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の受付締切日とする。

(5) 応募者及び協力企業の失格・変更

ア. 参加資格確認後、優先交渉権者決定までの期間

(7) 代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

- (4) 代表企業の変更は認められないが、構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本町が認めた場合に限り、変更できることとする。
- (ウ) 2-5 (2) に記載の三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会の委員の 公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、失格と する。

イ. 優先交渉権者決定後、事業契約締結までの期間

- (7) 代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (4) 代表企業の変更は認められないが、構成企業又は協力企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本町が認めた場合に限り、変更できることとする。

4. 提案書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

5. 審査及び選定に関する事項

(1)提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。 各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	・応募資格に関する審査
提案審査	・事業計画の提案に関する審査・設計業務の提案に関する審査・建設・工事監理業務の提案に関する審査・維持管理業務の提案に関する審査
	・応募者独自の提案に関する審査(地元雇用、地元企業の参画等の地域経済への貢献等) ・提案価格に関する審査

(2) 三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会の設置

事業者の選定に当たり、三木町学校給食センター整備等事業事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)を本町に設置する。事業者選定委員会は、応募者から提出された提案の審査を行う。

なお、事業者選定委員会の委員は、決定後速やかに公表する。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本町が負うべき合理的理由があるリスクについては、本町が責任の一部又は全部を負担することとする。

2. 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者のリスク分担の考え方は、資料 1 に示す「リスク分担表」のとおりであるが、詳細については、事業契約書(案)において定めるものとする。

3. 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水 準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリ ングを行う。

(2) モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定 等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほ か、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地条件

新学校給食センターが立地する事業予定地の立地条件は、次のとおりである。

(7) 事業予定地: 香川県木田郡三木町大字鹿庭乙 255 番地 鹿庭コミュニティセンターグラウンド部分等

(1) 敷地面積 : 約 5,590 m² (概算)

(ウ) 地域地区等:指定なし(エ) 接続道路 : 東側道路

(オ) 給排水 : 給水設備については、令和4年度に本町にて東側道路の配水本管か

ら当該地前面道路まで給水管を延伸するので、給水管に接続するこ

と。

汚水については、汚水管が当該地前面道路に布設されていないため、令和4年度に本町にて汚水管の延伸を行うので、本町環境下水道課と協議の上、汚水管に接続すること。

(カ) 都市ガス : なし

2. 施設要件

(1) 基本的考え方

新学校給食センターについては、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCPに対応した設備の配置を基本とする。

(2)調理能力

2,200 食/日 (アレルギー対応食 30 食/日を含む)

(3) 献立方式

1献立制、副食3品とする。アレルギー対応食は、「除去食」を基本とし、対応するアレルゲンは、原則として、「穀類(小麦、大麦)、魚介・卵・乳類(卵、乳、えび、かに、魚卵)、果実類(オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、桃、りんご、さくらんぼ、きんかん、メロン、びわ、パインアップル、いちご)、種実類(ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、アーモンド)」の22品目とする(そばは給食では使用しない)。

なお、運用開始後半年を目途に代替食の提供も行うことを予定している。また、将来的に30食/日の範囲内で対応アレルゲンを追加することも想定している。

(4) 施設形態

(7) 給食エリアは、ドライシステムを採用する。

- (イ) アレルギー対応食専用の調理室及び調理機械・器具(炊飯機器を含む)を設置する。
- (ウ) 炊飯設備を設置する。

(5) 食缶等

- (7) 食缶は、65℃以上又は10℃以下を2時間以上保持できる機能を有する高性能保温 食缶とする。
- (4) 食缶は、児童生徒が階段により教室に運ぶことを考慮した仕様とする。

(6) 配送方式

- (7) 配送方式は食器食缶分離配送方式を基本とし、配送校によっては一括配送とする。
- (4) 調理済み食品は、調理後2時間以内に児童生徒が喫食できるよう配送することを 原則とする。

(7) 洗浄・消毒・保管

食器及び食缶等の洗浄・消毒・保管にあたっては、作業の合理化、効率化の観点を 踏まえるものとする。

(8) 施設機能

新学校給食センターの詳細については、要求水準書において提示する。

第5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本町と事業者は誠意をもって協議する ものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書(案)に定める具体的 措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、 詳細については事業契約書(案)に定める。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(7) 事業者の提供するサービスが要求水準を満たしていない場合、事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったとき

は、本町は、事業契約を解除することができる。

- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本町は、事業契約を解除することができる。
- (ウ) 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本町に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (7) 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (4) 前号により事業契約が解除された場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を 通知することにより、本町又は事業者は、事業契約を解除することができる。

4. 金融機関と本町の協議(直接協定)

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本町で協議し、直接協定を締結する。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、本町はこれを無償で使用させる。また、本町は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2. 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

3. 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本町は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本町は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本町は、債務負担行為に関する議案を令和3年12月三木町議会定例会に提出し、町議会において可決された。また、契約に関する議案を令和4年9月三木町議会定例会に提出する予定である。

2. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本町ホームページで公表する。

5. 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

三木町教育委員会教育総務課 施設係

住 所: 〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

電 話: 087-891-3313 FAX: 087-898-1994

E メール: kyoikusomu@town.miki.lg.jp

本町ホームページアドレス: http://www.town.miki.lg.jp/

資料 1:リスク分担表

N.T.		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
No				本町	事業者
1		行政リスク	PFI 契約に関する議会承認が得られない場合、本町の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	•	
2		税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		•
3			上記以外のもの	•	
4		法制度リスク 許認可の取得 遅延・失効リスク ※制度変更は	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等 (許認可・公的支援制度 の新設・変更等を含む)	•	
5			上記以外のもの		•
6			事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		•
7			上記のうち、本町が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		
8			本町が取得すべき許認可の取得遅延・失効	•	
9		含む。	上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		•
10		公的支援制度 の獲得リスク	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更		•
11		※制度廃止や	上記のうち、本町が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		
12			本町が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	•	
13		法制度リスクに 含む	上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		•
14		住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅 延、条件変更、費用の増大等	•	
15	共		事業者が実施する業務に起因するもの		•
16	通	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		•
17			本町の事由による第三者への賠償	•	
18			上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	•	A
19		金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	•	
20			維持管理期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定する。	•	•
21			事業者の実施する設計、建設、維持管理業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		•
22			上記以外のもの	•	
23		環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理における有害物質の排出、漏洩等、環境 保全に関するもの		•
24		物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加		•
25			維持管理期間中の急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の 費用の増減	•	
26	1		上記以外のもの		•
27		インフラ供給リス	事業者の事由によるもの		•
28		アレイノ大和リク	本町の事由によるもの (本町が供給元の場合を含む。)	•	
29			供給元等の第三者的な事由によるもの	•	<u> </u>
30		不可抗力リスク	天災、戦争、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建 設・維持管理に係る費用の増加その他の損害	•	•

●は主分担、▲は従分担を表す。

NT.		リッケの年初	リスクの内容	負担者					
No		リスクの種類		本町	事業者				
31	募集•恝	公募関連書類の 誤り	募集要項等の公募関連書類の誤り	•					
32		募集費用リスク	本町の募集実施費用	•					
33			事業者の応募費用		•				
34	契約段	登録の	本町が必要な資金の確保に関するもの	•					
35	段階		契約段階での資金調達の不調		•				
36			本町事由による契約締結の遅延、締結不能	•					
37		契約締結リスク	事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		•				
38			本町が実施した測量・調査に関するもの	•					
39		測量・調査リスク	事業者が実施した測量・調査に関するもの		•				
40		設計リスク	本町が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に 伴う費用の増大、工期の遅延など	•					
41			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		•				
42		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工 期の遅延等	•					
43		土地の瑕疵	土地の瑕疵(土壌汚染等)に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	•					
44	設計		建材費や人件費等の上昇	A	•				
45	· 建 設	・ 工事費用増大リ スク	事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の 事由による費用の増大		•				
46	段	段	段	段階	段		提示条件の誤りや追加指示など、本町の事由による費用の増大	•	
47	PE	· l'e	PE	丁世屋が11ッカ	本町の事由による工期の遅延	•			
48			工期遅延リスク	事業者(下請業者を含む。)の事由による工期の遅延		•			
49			事業者の事由による施設の損害		•				
50		施設損害リスク	本町の事由による施設の損害	•					
51			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	•	A				
52		施工管理リスク	工事監理の不備によるもの		•				
53		一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		•				
54		譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		•				

●は主分担、▲は従分担を表す。

NT		II + O FF	The horizon	負担者			
No	リスクの種類		リスクの内容	本町	事業者		
55		維持管理費用上昇リ スク	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理費 用の上昇(物価変動は除く。)		•		
56		支払遅延リスク	本町の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	•			
57		計画変更リスク	本町の事由による事業実施条件の変更	•			
58	持管	持管 理 施設損害リスク 階	事業者の事由による施設の損害		•		
59	理段		本町の事由による施設の損害	•			
60	階		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	•	A		
61		施設瑕疵リスク	施設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		•		
62		施設譲渡リスク	本町に施設・設備を譲渡する際に、給食サービスが継続可能な 状態にするための費用		•		
63	事業の中断・		本町の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	•			
64		未の中	赤の事	事業の中断リスク	事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		•
65			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	•	•		
66	終了	性能リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		•		
67	段	事業の終了手続 リスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		•		

●は主分担、▲は従分担を表す。